

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	西寺育成苑	施設 種別	障害者通所施設／多機能型 就労継続支援B型・生活介護等
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

令和7年4月21日

総 評

西寺育成苑は、社会福祉法人京都市育成の会が運営する障害者通所施設であり、デイサービス及び生活介護、就労継続支援B型の事業により構成されています。平成10年7月福祉就労の場の確保を目指す知的障害者の親の会「一般社団法人 京都手をつなぐ育成会」が中心となり、地域住民の協力のもとに法人を設立。法人初の事業所として当事業所が開設されました。その後、左京区の京都大学の南側に位置する就労継続支援B型事業所「よしだ学園」、同敷地内の就労継続支援A型事業所「京都市よしだ福祉工場」の市内3拠点において、障害者福祉施設運営を担われています。

西寺育成苑は、当初授産・デイサービス施設として開設されましたが、福祉政策の制度移行に伴い、現在では、知的障害のある人を対象とした多機能型施設として、就労継続B型・生活介護（生産活動型）、生活介護（デイサービス）、特定相談支援事業所として運営されています。

法人理念は、「私たちは、利用者と職員が喜び合って一緒に成長する支援を目指します」「私たちは、利用者が充実感を持って活動できる支援を目指します」「私たちは、利用者が社会とともにある（社会の中で共に生きる）ことを実感できる支援を目指します」の3つの柱から構成されています。また、7項目の職員行動指針では、「利用者の尊厳を守ります」が第一に掲げられ、「個性や思いの実現、専門知識とチームワーク、創意工夫による効率化、地域課題・ニーズの把握、外部資源との連携」等が盛り込まれています。

中期目標「スマイルプラン2026」では、「利用者・家族」「職員」「地域社会」「経営・組織」の4つの柱から策定され、それぞれの達成目標が明確に打ち出されています。施設1階のデイサービスでは、送迎の実施、給食提供、入浴サービス、身体機能の維持・向上のための各種支援、ものづくりや多彩なレクリエーション活動等、障害ある本人の主体性と意思決定を尊重し、エンパワーメントの理念に基づいた一人ひとりの可能性を活かす取り組みが行われています。2階・3階の就労継続支援B型事業では、パンや焼き菓子の製造、電子部品の組み立てや箱づくり等の軽作業が実施されており、日常活動の中で働くことの喜びを高める工夫がなされています。また、生活介護事業では身体機能の維持と向上のための訓練やダンス教室、風船バレー、エアロバイク等の運動、貼り絵などの創作活動、精神安定のためのリラクゼーション活動などが行われています。利用者との良好な意思疎通のため、障害特性に応じた絵カードや写真、マカトンサイン等のコミュニケーション手法を取り入れ、精神安定のための必要な応じた個別ブースの設置等、利用者にとって心地よい活動環境となるよう、環境整備に注力されています。また、日々の活動においては、利用者の希望や意思を最大限に尊重し、個別プログラムの選択肢を増やすなどの工夫が認められます。

就労継続B型のパン工房「さいじ製パン所」で製造されたパンや焼き菓子は、当施設玄関前のブースや地元高校、企業、高齢者デイサービスでの出張販売の他、近隣の子ども食堂へのパン提供等、製品を通じて地域との関係を重視した取り組みが行われています。その他にも、「唐橋西寺育成苑まつり」「小学生対象のパン教室」「まちライブラリー@さ

	いじテラス」運営等、多彩な地域福祉活動を積極的に展開されています。職員育成計画の一環として、令和2年から人事考課制度の運用と育成のための体制構築に前向きに取り組まれており、人材育成と能力の開発、人材確保と定着、モチベーションアップなどに向けた組織体制の構築を確実に推進されています。今後は職員一人ひとりの意見や意向を汲み取りつつ、組織としての一体感とチームワークの醸成を通じて、人材育成、定着などの課題解決への成果が期待されます。なお、令和5年12月より、事業の両翼を担うデイサービスと多機能型のそれぞれに施設長が配置され、より専門性を高めた効率的な運営体制となりました。さらに地域活性化のため諸団体との情報交換・ネットワーク連携・協力関係も積極的に推進しており、近年グループホーム開設計画を立ち上げるなど、地域福祉の中核的存在として、今後益々の発展が期待できる事業所です。
特に良かった点(※)	Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組みとして、障害のあるご本人と保護者、地域の人々の協力により築き上げて来られた法人事業所の特徴を活かし、施設内の特定相談支援事業との密接な連携により、多様化する地域利用者のニーズに柔軟に対応されていることがうかがわれます。また、法人長期ビジョンや中期目標、事業所単年度事業計画には地域と共に社会課題に取り組む姿勢が強く打ち出されています。地元交流事業として主催する「唐橋西寺育成苑まつり」、南区の障害福祉事業所との連携イベント「ぷらっとフェスティバル」への参画など、多彩な地域福祉活動を展開されています。 就労継続B型事業所のパン工房で製造されたパンやお菓子は、施設玄関で利用者自らが販売する他、地元民間企業、高校、高齢者デイサービス等での販売も手がけています。また、カフェ・子ども食堂・若年女性シェルター等を運営する近隣のNPO法人の施設への納入と子ども食堂へのパンの寄附なども実施されています。 施設の持つノウハウを地域に還元する活動としては、小学生を対象としたパン教室の開催、地元の小中学校の教員を招いての見学会、貸出図書ボックス『まちライブラリー@さいじテラス』の設置、民生委員等との連携による地元独居老人の昼食会や障害者団体の勉強会開催、保護者懇談会におけるファイナンシャルプランナーによる研修会など、地域との交流・連携に積極的に取り組まれている姿勢は高く評価できます。 A－２－（１） 障害のある本人の意思の尊重とコミュニケーションについては、利用者の障害特性や日常生活の支援記録を元に検討を重ねながら、言語、非言語共に適切なコミュニケーションの実現に取り組まれています。自閉スペクトラムや発語に困難を抱える利用者については、気持ちが落ち着ける個別の部屋やスペースを設置し、障害のある本人に合わせて、手指による動作表現と言語を交えたマカトンサインを用いた意思疎通や、絵カード・写真などを用いたタイムスケジュール管理等、相互理解を深めるための取組みを実施されています。さらに、公的支援機関である京都市発達障害者支援センター「かがやき」、京都市身体障害者リハビリテーションセンターとの連携により、専門的・医学的なアドバイスを受けながら、様々な工夫を凝らして個別性に配慮した日常活動に取り組まれていることは高く評価できます。

特に改善が 望まれる点(※)	Ⅲ-1-(4) 障害ある本人が意見等を述べやすい体制については、日々の活動における障害ある本人の意思表示や意見の聴取に加え、利用者アンケートの実施や館内意見箱の設置、日常の連絡帳のやり取りなどの体制が整備されています。また、苦情については「苦情解決規程」により対応プロセスが明確に記され、「苦情受付・経過記録書」「苦情受付報告書」「苦情解決結果報告書」等の様式が整えられ、改善策提案や改善後の申出者に対する対応が確実に行われています。しかし、苦情内容とその対応結果については、プライバシー等に配慮した上でホームページや広報誌へ公表が必要とされています。利用者の信頼を守り、サービスの質を向上させる上で非常に重要な事項となるため、改善が求められます。さらに、当該規程についても、定期的な検討・見直しが求められており、今後の対応が期待されるところです。 A-1-(2) 障害のある本人の権利擁護や権利侵害の防止の徹底については、「虐待防止規程」が整備され、月に一回開催される「虐待防止委員会」において意見交換と討議が行われ、日々の活動における言動の検証や具体的事例の検証などにより、権利侵害や虐待行為防止への理解を深めています。虐待防止委員会では弁護士からのアドバイスも受けていることが聞き取れました。 なお、権利擁護の基本として、自分らしく生きるための権利を守り、必要な支援を受けられることの周知等については、障害のある本人（家族等含む）への周知と学習機会の提供が必要とされており、その点においては課題が見受けられます。障害ある本人の尊重につながる権利擁護全体の周知と学習機会の提供について、今後の取組みが期待されます。
---------------------------	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(1) 法人理念及び基本方針は明文化されており、法人パンフレット及びホームページ等に掲載されていることを確認した。入所時や保護者懇談会においては、各種資料を用いて、障害のある本人や家族等への周知が図られている。また、事業所玄関および各部署の職員控え室にも掲示されていることを確認した。さらに調査時の職員ヒアリングにおいて、各種会議や配布資料により、法人理念や基本方針の周知が図られていることを聞き取る事ができた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]

I-2-(1) 京都市中部障害者地域自立支援協議会、生活介護等事業連絡協議会などに参加し、地域における福祉動向と内容を把握していることを聞き取ることができた。経営状況の把握や利用率、コスト分析、経営課題の抽出については、顧問税理士や社労士との情報交換をはじめ、施設長及びマネージャーが参加する毎月の業務推進会議や法人の施設長や事務局長が参加する法人運営会議、理事会等で検討されていることを議事録と聞き取りから確認した。また、職員の意見をベースに各種会議を経て、事業計画等の策定に反映されていることが聞き取れた。様々な課題が定期職員会議や各種プロジェクトチームで検討され、組織的に経営課題の解決・改善が図られる仕組みがある。各種経営資料については会議やSNSアプリ「さくら連絡網」にて配布され、職員への周知と課題把握に向けて配慮されている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	B	A

[自由記述欄]

I-3-(1) 「令和6年度社会福祉法人京都育成の会事業計画」はホームページに公開され、法人理念が冒頭に明記されており、「長期ビジョン」「職員行動指針」「スマイルプラン2026（中期目標）」等の各種計画が法人理念に基づいて策定されていることが確認できた。中期計画である「スマイルプラン2026」の各項目に基づいて単年度事業計画の目標項目が設定され、具体的な目標数値が示されている。法人組織活性化への重点項目への取組みとして、5つのプロモーションチームが立ち上げられ、組織的に経営課題に取り組まれていることを「令和6年度事業計画書」により確認した。職員には年度末会議において次年度事業計画の説明が行われ、周知と理解が促されていることが聞き取れた。
I-3-(2) 「法人業務推進会議」において4半期ごとに計画の進捗状況を検証し見直しがなされていることを議事録と聞き取りから確認することができた。障害のある本人等への周知については年3回の保護者懇談会において事業計画の説明がなされていることが配布資料から確認できた。また、障害のある本人等の参加を促す意味で利用者アンケートを実施、意見を集約した結果が事業計画書に反映されていると認められるため、自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	A

[自由記述欄]

I-4-(1) サービスの質の向上に向けた取組については、PDCAサイクルによる改善と見直しが組織的に行われている。また、3年に一度の第三者評価の結果についてはB評価を受けた項目を課題として改善策を検討し、西寺育成苑運営会議にて施設長とマネージャーにより課題と改善策の共有化が図られていることを各種会議議事録により確認した。ただし、年に一回以上の自己評価については行われていないため、今後の計画的な実施が望まれる。また、「京都府福祉職場 組織活性化プログラム」による職員アンケート結果データに基づいてサービスの質向上に向けた取り組みが組織的・計画的に実施されていることが聞き取れたため自己評価BをAとした。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-1-(1)広報誌「さいじ」の冒頭に施設長としての挨拶文が記載されている。法人の各種規定が「法人規程集」としてまとめられ、職務分掌・業務分掌規程、役職による専決事項等が記載されている。また、理事会議事録により管理者の業務における権限と責任の範疇が報告されていることが確認できた。法人業務推進会議の議事録からも順守すべき法令に関して正しく理解する取り組みを行っていることが確認できた。関係法令はリスト化されていることを閲覧確認した。法令等の伝達事項に関しては閲覧ファイルがあり、必要に応じて全職員に周知されている。

Ⅱ-1-(2)施設長は部署毎の会議への出席をはじめ、人事労務・財務他に関する法人の会議に出席し、弁護士、税理士、社会保険労務士等から適宜法律的な助言を受け、施設運営に活用していることが聞き取れた。また法人として京都府社会福祉法人経営者協議会に加入し、各種セミナーや勉強会に施設長が参加していることが研修報告ファイルから確認できた。施設長は年に3回職員へのヒアリングを行い、職員意見の聴取や目標設定等を行っている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-2-(1)「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証がされていることをホームページ及び施設見学時に標章により確認した。職員行動指針における基準及び6等級の役割等級表から、職員の役割、期待する人材像が明確になっていることが確認できた。これらの考え方をベースに人事評価制度が確立されており、成果評価を年2回、能力評価を年1回実施していることが確認できた。人事評価では、能力考課表、成果・実績考課表があり、「面談評価シート」の中に自己評価及び評価者評価、外部研修受講一覧があることを確認し、法人が中心となり計画的な人材確保・人材育成体制が確立され、総合的な人事管理が行われていることが確認できた。資格取得費用に関する金銭的補助や資格手当の仕組みが整備されていることが就業規則等から読み取れた。

Ⅱ-2-(2)就業状況や本人の意向反映に関して施設長によるヒアリングやフィードバックが組織的、定期的に実施されていることが人事評価資料により確認できた。就業規則は閲覧しやすいように配慮され、職員の悩みごと等は施設長が窓口となり適宜相談に応じていることを聞き取った。メンタル相談については、京都市の福祉職向けのケア制度が利用できることを聞き取りと京都市ウェブサイトから確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-2-(3)法人内には令和6年度から人材制度改革チームが設置され、組織として人材育成に取り組んでいる。「研修計画」「能力考課表」「成績実績考課表」「外部研修記録」「OJT記録」「法人業務推進会議議事録」他の各種関係書類により取組を確認した。また、「役割等級表」によって設定された職務等級に応じた研修目標と検討事例を研修関連ファイルにて確認した。外部研修後は報告書や会議などの振り返りによるフィードバックが行われていることが研修記録及び調査時職員ヒアリングから確認することができた。

Ⅱ-2-(4)実習生等の研修・育成に関する事項は「令和6年度事業計画書」の中に明示されており、専門職である社会福祉士、保育士実習に関しても目的やねらいやタイムテーブル・手順を詳細に記した施設長作成文書があることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	B
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	B

[自由記述欄]

Ⅱ-3-(1) 苦情対応等の体制は組織として文書による規定や様式等の整備がなされている。個別事例については「令和5年度事業報告」に苦情報告として記載されていたが、内容や対応結果の開示についてはホームページ等での公開はなされていない。事業所パンフや西寺育成苑全体の広報誌「さいじ」をはじめ、多機能通信、デイサービス通信などの定期刊行の広報誌により、事業内容や活動内容を写真などを交えて地域や関係者に分かりやすく伝える取組がなされている。

福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET」には「社会福祉法人京都市育成の会 現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画」等が公開され、法人組織や事業内容に関する運営の透明性の確保に向けた取組状況について確認することができた。また、第三者評価の結果、事業計画・予算についても法人ホームページ上で公開されているが、事業報告については確認出来なかった。

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための法人としての取組については、定款や経理規定、文書管理規定及び理事長・管理者の職務分掌・業務分掌・専決事項が整備されていることを確認した。また、法人監事による内部監査の実施該当書類を閲覧確認した。専門家による相談・助言に関しては、人事労務関係は社会保険労務士に、会計・財務関連は税理士に顧問契約されているが、事業に関する外部専門家等のチェックについてはなされていないため、通番22に関しては自己評価AをBとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	B	A
		27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-4-(1) 施設長による説明と「さいじ」「多機能通信」「デイサービス通信」などの広報誌及び「令和5年事業報告」、福祉情報サイト「WAMNET」の法人現況報告書（地域における公益的な取組）に、利用者と地域との交流活動の実例が多数公開されていることを確認した。通番24については、ボランティア受け入れ規定が整備されていることを確認できた。通番25に関しては、重要事項説明書に地域の相談支援事業所の一覧が記載され、必要な社会情報に関しては兼務する相談専門員が把握し周知しているとの説明を受けた。外部関係機関との連携（地域のネットワーク会議への参画）に関して、中部障害者地域自立支援協議会・地域の支援団体や行政による南区プラットフォーム会議や、地域ケア会議、各種会議の参加状況を職員ヒヤリングと「令和5年度事業報告書」によって確認した。事業所の持つ機能を地域に活かす取組については、パン工房を中心として、小学生対象のパン作り教室の開催、事業所玄関や地域企業、高校等での販売活動、近隣のNPO団体へのパンの納品や寄附、小中学校教職員対象の事業所見学、南区の福祉サービス事業所の周知を目的とした協働イベント「ぶらっとフェスティバル」への参加等、多彩な活動を積極的に行っている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	B
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]					
Ⅲ-1-(2)福祉サービスの実施にあたっては法人理念や職員行動指針ほかを礎として、障害のある本人を尊重する基本姿勢が貫かれている。また、権利擁護、虐待防止については各種文書や規定に明記され、虐待防止委員会弁護士が関与するなどの取組がなされている。ただし、プライバシー保護については特に文書化がなされていなかったため、通番29は自己評価AをBとした。パンフレットや各種の広報通信媒体には写真を多く用いて、障害のある本人が理解しやすい工夫をしていることを聞き取りとパンフレット、各種資料及びインスタグラム等から確認した。福祉サービスの開始時には分かり易くルビが打たれた重要事項説明書や利用契約書による説明を行い、サービス変更時には個別支援計画書等を用いて本人や家族に分かり易く説明し、希望や意向を尊重する姿勢を優先していることが聞き取れた。他事業所への移行については、将来の生活への意向・希望もあわせて年1回のアンケートや年3回の保護者懇談会で意向を把握するようにしている。引き継ぎはアセスメントシートを元にケース担当者、相談支援専門員が中心となって作成し、本人の将来像や希望が段階的に実現へと近づく支援となるよう、事業所間のスムーズな連携に配慮していることが聞き取りにより確認できた。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	B
		35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	B
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]					
Ⅲ-1-(3)年1回の利用者家族への法人によるアンケート調査、意見箱の設置、年3回の保護者懇談会等で要望や意見を聞き取り、ニーズ把握に努めている。アンケート調査では職員の対応について、日中活動の充実について、将来の生活への希望について幅広く意見を収集していることをアンケート用紙から確認した。日々の連絡帳で家族とのやり取りも丁寧に行われており、出てきた意見やニーズは週1回の各部署ごとの個別会議にて共有していることを聞き取りと議事録から確認した。 Ⅲ-1-(4)「苦情解決規定」に基づき対応していることを聞き取った。苦情解決規定には手順、苦情解決責任者、受付担当者を記載し、受け付けた苦情については経過記録書に記入している。内容については事業報告に記載し、保護者懇談会でも報告していることを議事録、聞き取りにより確認した。ただし、事例は事業報告への一部記載は確認できたが、一般向けには公表ができていないため、通番34は自己評価AをBとした。 事業所玄関に「京都府福祉サービス運営適正化委員会」のポスターを掲示し連絡先を記載しているほか、年に1度利用者向けに配布している「利用の手引き」のなかにも毎年苦情受付の方法について記載することで、苦情を申し出やすい工夫がなされている。苦情の受付について、定められた手順により組織的に対応していることは確認できた。規定は数回にわたって改訂されており、適宜見直されていることが確認できた。 Ⅲ-1-(5)リスクマネジメント体制については、日々のヒヤリハット、アクシデント事例をまとめ、非常勤スタッフも含めてスタッフがだれでも閲覧できるサーバー内の資料で回覧している。事例の検証や対応策についても会議で検討、分析する仕組みがあり、日々の支援につなげていることを聞き取った。2年に1回程度職員が防災センターで救命講習を受講しており、施設内でも不審者対応研修を行うなど、組織的に安全確保、事故防止のための研修に取り組んでいる。各部署それぞれに虐待防止委員を選任し、月に一度虐待防止委員会を開催し、再発防止策、改善策を検討する取り組みを行っている。リスクマネジャーは特に選出はされていないが、施設長が統括している。虐待・身体拘束などの防止対応は優れて行われているが、リスクマネジメントとしての全体を包括するマニュアル整備が課題として見受けられる。感染症の予防や発生時における体制の整備については、看護師を中心に日々の健康観察を行い、体調不良時には感染症対応マニュアルに基づいて対応していることを聞き取った。法人内に感染症対策委員会を設置し、委員会主導で勉強会やシミュレーション訓練を実施し令和6年3月にはBCP対策の一環として「感染症対策マニュアル」等が策定されている。災害時における安全確保の取り組みについては、災害時対応マニュアル、防災計画が整備されており、組織的に取り組みが行われている。年に2回避難訓練を行い、備蓄についても整備されていることを確認した。安否確認の方法についても、さくら連絡網を活用することが利用者・職員に周知されている。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスについて一定の水準を確保するために、食事介助、排泄介助、口腔ケアなどの介助場面ごとのマニュアルが整備されていることを確認した。提供される支援については、個別支援計画に基づいて実施されており、アンケート調査や個別面談、家庭訪問により聞き取った希望を反映させるために各種会議で検討の上、個別支援計画の策定、見直しが行われていることを各種計画書、会議録から確認した。

Ⅲ-2-(2) アセスメントに基づく個別支援計画の策定については、サービス提供管理責任者を設置しており、各部署内では利用者の日々の様子からアセスメントを取り、随時タブレットを用いてアセスメント表に反映させていることを聞き取った。個別支援計画の策定、見直しについては、聞き取った希望をもとにケース担当者だけでなく、支援に携わるスタッフ全員で検討されており、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画とも連動した内容になっている。各種計画書については職員全員が閲覧できるサーバー内で管理しており、いつでも内容を確認できる仕組みになっている。

Ⅲ-2-(3) 障害のある本人の記録の体制については、法人内共通の文書取り扱い規定、個人情報保護規定により、取り扱いの方法が定められている。新人職員には0JTで記録の書き方の指導を行い、必要に応じて外部での研修にも参加していることを聞き取った。記録は「ほのぼのmoreソフト」を使用し、統一した形式で記入しており、パソコンやタブレットで全職員が閲覧できる仕組みが整っている。

個人情報の取り扱いについては、入職時の職員研修で周知しているほか、規定に基づいて対応されていることを聞きとった。利用者や保護者に対しても、重要事項説明書や利用契約書に記載し、説明していることを確認した。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	B
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組を行っている。	B	A

[自由記述欄]

A-1-(1) 障害のある本人の自己決定を尊重した支援と取組については、障害のある本人との日常的なやり取りや家族との定期懇談、法人アンケートを通して聞き取った内容を個別支援計画に反映させ、ストレングスや希望に基づいたサービスを提供していることを聞き取りや個別支援計画書、ケース記録から確認した。日々の活動についてもホワイトボードに当日の活動を貼り出し、本人が希望する取り組みを自身で選択できる工夫や、レクリエーションでは参加の有無、行き先を複数から選択できる工夫がなされ、障害のある本人の意思が尊重される工夫がなされていることを確認した。

A-1-(2) 障害のある本人の権利侵害の防止と早期発見については、月に1度虐待防止委員会を開催し、日々の支援の場面での職員の言葉遣いや対応について細かく振り返り、検証がなされている。また各種会議でも日々の支援を振り返り、適切な支援が行われているかどうかをチェックしている。

ただし、障害のある本人（家族等含む）が自分の権利擁護についての学習を受ける機会への取組が聞き取れなかったため自己評価AをBとした。

A-1-(3) ノーマライゼーションの推進については、地域の学校からの見学を受け入れる、学習会を開催するなど障害理解につながる取り組みを積極的に行っている。また、施設のお祭り「唐橋西寺育成苑まつり」や施設内でのパンやお菓子の販売ブースに地域住民が足を運ぶ機会があり、障害のある本人が地域住民と交流できる場面があることを確認した。障害特性に合わせた環境の整備については、個別スペースを設け個性を重視し、作業に集中できる工夫や落ち着いた環境で過ごせる配慮がなされていることを見学と聞き取りから確認した。ノーマライゼーションと明記された研修は実施されていないが、日々の支援の中で障害のある本人の自己決定の尊重や権利擁護、QOLの向上について、職員に重要性が共有されている。実習生の受け入れにおいても、障害のある本人の生活について他者が知ることの意義について各種会議等で共有がなされていることから自己評価B

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常生活支援及び日中活動の支援を行っている。	B	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]					
A-2-(1)障害のある本人に対し、絵カード、タイムスケジュール、マカトンサイン（手指によるサイン）など各個人に応じたコミュニケーション手段を用いて意思疎通を図っていることを見学と聞き取りから確認した。 障害のある本人の意思決定の尊重については、毎朝朝礼で活動への希望を聞き取り、反映させる仕組みがあり、個別の相談や面談の機会に得た意見や希望を各種会議で共有、検討していることを聞き取りと議事録により確認した。障害のある本人の状況に応じ、京都市発達障害者支援センターか、がやきや京都市リハビリテーション推進センターに相談し、受けたアドバイスをもとに個別に支援を行っており、内容については記録や各種会議の議事録に記載し共有されていることを聞き取った。月に1度自閉症の支援に関する会議を開き、現状の確認と支援方法を確認し、検討、見直しを行う仕組みがあることを確認した。 A-2-(2)入浴、排泄、食事などの生活場面ごとに利用者一人一人の必要な支援についてアセスメントを取り、支援の方法について職員全員で確認している。一人一人の希望をもとに、作業・ウォーキング・身体ほぐし・創作・クッキング・レクリエーション・入浴・散髪・カラオケ・ダンスなどの多様なプログラムを提供している。 掲示板にスポーツセンターのイベントポスターを掲示し、図書館利用の呼びかけなども行っていることから自己評価BをAとした。 A-2-(3)障害のある本人一人一人の障害特性やニーズに応じて、安全に快適に過ごせるように環境が整備されており、感染症対策に留意して消毒が行われ、清潔も保持されていることが見学で確認できた。障害のある本人の心身の状況に応じて個別スペースが設けられたり、和室で休憩できるなど、快適に過ごすための環境が整備されていることを確認した。					

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	A	A
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A
〔自由記述欄〕					
A-2-(4) 障害のある本人の希望や状況に応じて、京都市リハビリテーションセンターと連携し、機能訓練が実施されていることを実施記録により確認した。年間3名ほどの利用者がPT、OTから身体の使い方や歩行訓練の実施方法、適した福祉用具の選定のために必要なアドバイスを受けており、アドバイスをもとに個別プログラムを作成し、日常の支援のなかに取り入れている。生活訓練に関しては活動の中でクッキングをする、洗濯をする、販売の際に金銭のやり取りを職員と一緒に行うことで身につける工夫をしていることを聞き取った。 A-2-(5) 障害のある本人の希望や意向を尊重した社会参加のための体験や学習については、日々の支援のなかで、自分の思いの伝え方や声の大きさなど人とやりとりをするために必要なスキルについて振り返りをする、ウォーキングの際に交通ルールに関する声掛けを行う、持ち物の管理を自分でできるよう写真やイラストのついたかごを準備するなどの工夫がされていることを見学と聞き取りから確認した。日々のやり取りの中で障害のある本人から休日の過ごし方や余暇に関する希望について話を聞いた際には、家族、ヘルパーと共有し、本人の希望が反映されるよう連携して支援を行っていることを聞き取った。 A-2-(6) 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等については、看護師を中心に日々のバイタルチェックを行う体制があり、急な体調不良時にも支援スタッフ、看護師が連携して対応していることを聞き取った。また、嘱託医による年2回の内科検診や、健診センターでの年1回の健康診断を実施し、健康状態の把握に努めており、病院での受診が困難な利用者に対しては、施設内で訪問医療が提供できるよう配慮していることを聞き取った。医療的な支援の提供については、日々の健康管理や慢性疾患、アレルギーへの対応をマニュアルや主治医の意見書、指示書に基づいて看護師中心に実施している。施設長、看護師、各部署の保健担当で組織される衛生委員会が施設内にあり、利用者の体調についてや感染症予防に関しての検討を行っていることを聞き取った。					

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A－2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	A	A
[自由記述欄]					
A-2-(7)障害のある本人の希望と意向を大切にしたい地域生活への移行については、相談支援専門員を中心に必要なサービスを調整し、関係機関で連携しながら支援を進めている。年に1度のアンケート調査で将来の意向について聞き取り、希望した暮らしが送れるよう必要なサービスにつなげている。日中の活動のなかでも生活に必要な力や意欲を高めるため、洗濯や調理の機会を設けていることを聞き取った。 A-2-(8)障害のある本人の家族等との連携については、日常の中で送迎時のやりとりや連絡帳の活用が中心となっており、その中で希望や要望を受け付け、情報交換を行っている。緊急性の高い事項については電話連絡や家庭訪問を行い、適宜対応していることを聞き取った。年3回の保護者懇談会や面談の中でも家庭での本人の様子や希望について聞き取っている事を確認した。 A-2-(9)障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援については、本人の希望を聞き取ったうえで、一人ひとりに応じた作業の内容や個別スペースの設定など、働く力、活動する力、を引き出せるように工夫がなされている。また、その日の本人の状態によりその日の作業を選択できるなど、本人の心身の状態や希望を尊重するための工夫についても聞き取ることができた。パン等の販売を近隣の企業や高校、団体等の施設で行う、地域の企業と下請け作業の取引をするなど、地域にある企業との交流の中で新たな販路や受注作業を開拓していることも聞き取ることができた。賃金については、工賃規定によって定められ、チェックシートをつけることで工賃が決まる仕組みとなっている。また、取引先との価格の交渉や新たな販路の開拓により、工賃を引き上げる工夫がされていることを聞き取った。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	B	B
〔自由記述欄〕					
A-3-(1) 多様な職場開拓と企業への就労支援については、就労基礎研修を職員が受講するなど必要時に対応できるよう備えているが、現状では他施設や一般企業での就労を希望する利用者がおらず、障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携も行われていない。製品の販路の拡大や新たな作業の開拓などは積極的に行っていることが聞き取りにより確認できた。					